

第7回農地部会議事録

- 1 招集日 平成29年7月7日（金）
- 2 開会日時及び場所
平成29年7月7日（金） 午後1時57分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成29年7月7日（金） 午後3時11分
- 4 委員氏名

(1)出席者（14名）

4番 渡部 篤	8番 本田 岩勝	9番 林田 剛	10番 横田 晴喜
11番 松尾 文昭	15番 平野 利光	16番 森崎 茂徳	18番 内田 弘幸
24番 草野 定	28番 田浦 則利	32番 鶴殿 徳康	33番 渡邊 茂徳
34番 馬場 保	36番 川内 幸徳		

(2)欠席者（4名）

1番 水口 正好	3番 大島 忠保	7番 渡辺 勝美	14番 吉田 良一
----------	----------	----------	-----------

(3)部会長の依頼により出席した委員（1名）

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参 事	増富 浩彦
嘱 託	大石由紀子
嘱 託	松田亜希子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 報告第2号 農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する申出の取り下げについて
- 日程第3 議案第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第44号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について
- 日程第5 議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第47号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

日程第8 議案第48号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の要請について

日程第9 議案第49号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

日程第10 議案第50号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について

午後1時57分開会

○事務局長（江口 秀司君） 皆さん、こんにちは。農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定に達しております。部会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さん、こんにちは。この間からの研修はお疲れでございました。なお、今、九州北部が大変な集中豪雨となっております。あとしばらくはこちらも警戒されることが肝要かと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、進めてまいります。

ただいまから平成29年第7回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。

各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、報告第2号農業経営基盤強化促進法第15号に基づく農業委員会の農用地の利用関係の調整に関する申出の取下げについて、議案第43号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第44号農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について、議案第45号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第46号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第47号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第48号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の要請について、議案第49号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、議案第50号農地法第2条第1項の「農地」の判断について、以上9件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立をし、マイクを通して発言してください。また、携帯電話等は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、32番、鵜殿委員、33番、渡邊委員、両委員を指名いたします。

次に、日程第2、報告第2号農業経営基盤強化促進法第15号に基づく農業委員会の農用地の利用関係の調整に関する申出の取下げについてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（報告第２号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号２番については、申出人が亡くなったため、あっせん申出の取下げが申出人の相続人代表より提出されております。各委員さん、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、これで報告を終わります。

次に、日程第３、議案第４３号農地法第３条第１項の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第４３号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号２９番、３０番は交換の案件ですので、一括して審議いたします。

まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（３３番 渡邊 茂徳君） はい、議席番号３３番、渡邊です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号２９番、３０番については、耕作利便のため、交換する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題は無いと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号２９番、３０番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第４３号、受付番号２９番、３０番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号３１番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（３３番 渡邊 茂徳君） はい、議席番号３３番、渡邊です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号３１番については、耕作利便のため、買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たり何ら問題は無いと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号３１番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第４３号、受付番号３１番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号３２番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） はい、議席番号３２番、鵜殿です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号３２番については、社会福祉法人が就労継続事業支援のため、買い受ける案件でございます。農地法第３条第２項ただし書きに記されている「政令で定める相当の理由」に該当すると認められ、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号３２番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第４３号、受付番号３２番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号３３番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（２４番 草野 定君） はい、議席番号２４番、草野です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号３３番については、経営規模拡大のため、買い受ける案件です。農地法第３条第２項農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号３３番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第４３号、受付番号３３番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号３４番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（２４番 草野 定君） はい、議席番号２４番、草野です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号３４番については、経営規模拡大のため、買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題は無いと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号３４番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第４３号、受付番号３４番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号３５番、３６番は借受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（１１番 松尾 文昭君） はい、議席番号１１番、松尾です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号３５番、３６番については、農地を借り受けて新規に就農する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題は無いと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号３５、３６番についてご質疑がありましたら、お願いします。ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第４３号、受付番号３５番、３６番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号３７番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（２８番 田浦 則利君） はい、議席番号２８番、田浦です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号３７番については、経営規模拡大のため、譲り受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問

題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号３７番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第４３号、受付番号３７番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号３８番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（２８番 田浦 則利君） はい、議席番号２８番、田浦です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号３８番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号３８番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第４３号、受付番号３８番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号３９番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（３６番 川内 幸徳君） はい、議席番号３６番、川内です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号３９番については、遺贈を受ける者の単独申請となっております。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号３９番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第４３号、受付番号３９番は許可相当と認め

ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第44号農地法第3条第1項目的の買受適格証明願についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第44号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号1番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（33番 渡邊 茂徳君） はい、議席番号33番、渡邊です。

農地法第3条第1項目的の買受適格証明願については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、証明に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。受付番号1番にご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第44号、受付番号1番は願のとおりであることを証明することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、願のとおり証明することに決定しました。

お諮りします。議案第44号につきましては、落札者が決定し、農地法第3条第1項の規定による許可申請書が提出された場合、その許可を会長に一任することを付帯決議とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、会長に一任することといたします。

次に、日程第5、議案第45号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第45号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号3番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（３３番 渡邊 茂徳君） はい、議席番号３３番、渡邊です。

農地法第４条第１項の規定による許可申請の受付番号３番については、申請人は、発電用施設用地（太陽光パネル）への転用を計画されています。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね１０ヘクタール未満の一団の区域内の農地であることから、第２種農地であると考えられます。農地法第４条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号３番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第４５号、受付番号３番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号４番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（１１番 松尾 文昭君） はい、議席番号１１番、松尾です。

農地法第４条第１項の規定による許可申請の受付番号４番について、申請人は、隣接の宅地を併用し、住宅用地への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、雲仙市役所愛野総合支所から３００メートル以内に存在していることから、第３種農地であると考えられます。農地法第４条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たっては何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号４番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第４５号、受付番号４番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号５番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（１１番 松尾 文昭君） はい、議席番号１１番、松尾です。

農地法第４条第１項の規定による許可申請の受付番号５番については、申請人は、農舎への転用を

計画されておられます。申請地は、農振白地ではありますが、おおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しかし、転用目的が農業用施設であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認にいても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号5番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第45号、受付番号5番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第46号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第46号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号22番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（33番 渡邊 茂徳君） はい、議席番号33番、渡邊です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号22番について、申請人は、住宅用地への転用を計画されております。申請地は、農振白地ではありますが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しかし、転用目的が住宅用地であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号22番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第46号、受付番号22番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号２３番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（１５番 平野 利光君） はい、議席番号１５番、平野です。

農地法第５条第１項の規定による許可申請の受付番号２３番について、申請人は、農舎への転用を計画されております。申請地は、平成２９年６月５日に農用地の用途区分変更がされております。生産性の低いおおむね１０ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第２種農地であると考えられます。農地法第５条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号２３番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第４６号、受付番号２３番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようです。これらの案件は申請地の面積が３０アールを超えておりますので、県農業会議へ諮問の上、許可することに決定しました。

次に、受付番号２４番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（１８番 内田 弘幸君） はい、議席番号１８番、内田です。

農地法第５条第１項の規定による許可申請の受付番号２４番については、申請人は、住宅用地への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、水道、下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、おおむね５００メートル以内に保育園、小学校があることから、第３種農地であると考えられます。農地法第５条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号２４番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

○委員（１８番 内田 弘幸君） 現地調査の時に排水のことで質問したのですが、事務局の確認はないですかね。

○参事（増富 浩彦君） 今、確認中で返事が来とらんとですけど、再度確認します。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 他にご質疑がないようですので、議案第４６号、受付番号２４番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号２５番、２６番は、譲受人が同一であり、住宅用地とその進入路への転用申請でありますので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（１１番 松尾 文昭君） はい、議席番号１１番、松尾です。

農地法第５条第１項の規定による許可申請の受付番号２５番、２６番について、申請人は、住宅用地と進入路への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、雲仙市役所愛野総合支所より３００メートル以内に存在していることから、第３種農地であると考えられます。農地法第５条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号２５番、２６番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第４６号、受付番号２５番、２６番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号２７番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（９番 林田 剛君） はい、議席番号９番、林田です。

農地法第５条第１項の規定による許可申請の受付番号２７番について、申請人は、住宅用地への転用を計画されております。申請地は、平成２８年５月２４日に農振除外されております。おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地であると考えられます。しかし、転用目的が住宅用地であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。農地法第５条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号２７番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第４６号、受付番号２７番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議がないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号２８番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（８番 本田 岩勝君） はい、議席番号８番、本田です。

農地法第５条第１項の規定による許可申請の受付番号２８番について、申請人は、家庭菜園への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、生産性の低い１０ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第２種農地であると考えられます。農地法第５条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号２８番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第４６号、受付番号２８番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号２９番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（３６番 川内 幸徳君） はい、議席番号３６番、川内です。

農地法第５条第１項の規定による許可申請の受付番号２９番について、申請人は、農舎への転用を計画されております。申請地は、平成２９年６月５日に農用地の用途区分変更がされております。おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地であると考えられます。しかし、転用目的が農業用施設であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。農地法第５条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号２９番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第４６号、受付番号２９番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第７、議案第４７号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第４７号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

１７ページ、１３番、１８ページ、１４番は所有権移転による案件、１９ページ、１５番から、６３ページ、８２番は農地中間管理機構への貸付による案件です。

議案第４７号に対する質疑を行います。

農地中間管理機構の案件で、土地の所在が南串山町の案件については、後ほど事務局より説明していただき、一括で質疑を行います。

まず、１５ページから１６ページについてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に１７ページから１８ページについて、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、１９ページから２１ページについて、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、農地中間管理機構貸付分の２２ページから６３ページについて事務局より説明をお願いします。

○参事（増富 浩彦君） 南串山町の岡南部地区で土地改良の計画があります。整備計画が５５ヘクタール、地権者が約１８０名、採択申請予定年度が平成３０年度となっております。仮同意率は９５．５％です。

中間管理機構を通しての賃借を行うことで、地域集積協力金の交付を受け、負担金にあてがう計画のようです。以上です。

○議長（馬場 保君） 農地中間管理機構貸付分の２２ページから６３ページについての質疑を一括で行います。質問がある方はページ番号と整理番号をお願いします。ご質疑ございませんか。

○委員（１０番 横田 晴喜君） これは同意率が９５％ですか。

○参事（増富 浩彦君） ９５．５％ぐらいになるときいてます。

○委員（１０番 横田 晴喜君） ９割あればいいんですか。

○参事（増富 浩彦君） ８割ぐらいじゃなかですかね、最初は。でも、後からは多分９割以上必要になるんじゃないですかね。

○委員（１０番 横田 晴喜君） わかりました。

○議長（馬場 保君） 他にご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第４７号は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第８、議案第４８号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の要請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第４８号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） 本計画案の調整番号１番は、１８番、内田委員と、２５番、峯委員が調査委員に指名され、作成されたものでございます。調整結果についての報告をお願いいたします。

○委員（１８番 内田 弘幸君） はい、議席番号１８番、内田です。

本計画の調整番号１番につきましては、平成２９年５月に調整委員として指名を受けました。５月下旬に相手方に打診し、各筆明細のと通りの対価で合意に至ったものでございます。

以上、調整結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第４８号に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。議案第４８号は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を要請することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を要請することとします。

次に、日程第9、議案第49号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第49号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第49号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第49号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第49号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第10、議案第50号農地法第2条第1項の「農地」の判断についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第50号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） 整理番号1番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に、整理番号2番についてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第50号農地法第2条第1項の「農地」の判断については、対象地は農地ではないと判断することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、対象地は「農地」ではないと判断し、今後、非農地通知を发出することといたします。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもって、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後 3 時 11 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 7月 7日

議 長

署名委員

署名委員